

## 報告事項No. 3

緊急事態宣言下における  
本市教育活動等の対応について

## 緊急事態宣言下における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年1月7日（木）に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、令和3年1月8日（金）から緊急事態宣言の終了が予定されている2月7日（日）までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 保健衛生・医療対策等のひっ迫状況を解消するため、局区横断的な職員の応援体制の構築を行い、必要不可欠な市民サービスの安定的な提供を実施する。なお、応援体制構築にあたり、必要に応じて川崎市業務継続計画（BCP）を発動する。
- 2 業務の実施において、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避ける、「人と人との間隔の確保」「マスクの着用」「手洗い」「換気」などの基本的な感染対策を継続する。
- 3 本市が主催するイベント等については、国、県の方針、及び関係機関等が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の可否を判断する。なお、高齢者や基礎疾患のある方などの参加が相当数見込まれるものについては、実施手法の変更や延期・中止も含め、適切に対応する。また、指定管理者が実施するイベント等も同様とする。
- 4 原則として、不要不急の外出は控えることを前提に、本市が管理する市民利用施設（スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家、屋外スポーツ施設等）については、利用時間を最大20時までとする。ただし既予約分については、利用者との調整が困難な場合はこの限りではない。具体的な利用時間については各施設の特性に応じて決定する。

なお、施設の利用形態については、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部利用休止することができる。また、利用者に対し、施設内での飲食や利用前後の会食を控えることなどの感染症対策の徹底を積極的に周知する。

利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料（利用料金）は全額返還する。

- 5 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、看護短期大学については、引き続き感染症対策を徹底したうえで開校する。
- 6 保育所等については、引き続き感染防止対策を徹底した上で開所する。
- 7 わくわくプラザについては、感染防止対策を改めて徹底した上で、引き続き「やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として実施する。

なお、施設の運営状況や、イベントに関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供を行います。

## 緊急事態宣言下における市立学校の教育活動について

### <基本的な考え方>

児童生徒の感染経路は家庭内感染が多いことや、現時点では学校を中心に感染が広がっていない状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、市立学校においては、これまでの感染防止対策を改めて徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施することとします。

### 1 宿泊行事

緊急事態宣言期間中の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止とします。

#### (1) 市立高等学校、市立特別支援学校等の修学旅行及び宿泊研修

緊急事態宣言期間中の市立高等学校、市立特別支援学校等の修学旅行及び宿泊研修については、延期又は中止とし、宣言解除後は実施可とします。

#### (2) 市立中学校及び市立聾学校中学部の自然教室

中学1年生を対象として実施する市立中学校及び市立聾学校中学部の自然教室（冬季）については、延期日程の確保が困難なため、全校中止とします。

- ・実施予定校：市立中学校 48 校及び市立聾学校
- ・実施予定時期：令和3年1月7日（木）～3月6日（土）（2泊3日）
- ・実施場所：川崎市八ヶ岳少年自然の家 ※主な活動内容はスキー教室

### 2 校外学習

緊急事態宣言期間中の宿泊を伴わない校外学習については、感染防止対策を十分確認した上での公共交通機関を利用しない場合に限定して実施可とし、公共交通機関を利用する場合は、延期又は中止とします。

### 3 部活動

緊急事態宣言期間中の部活動については、県大会等の上位大会やそれにつながる予選会等への参加を除き、原則として、校内での活動に限定して実施可とします。県大会等への参加については、保護者の同意や、最小限の人数での参加を条件とします。

#### 4 市立高等学校、市立特別支援学校高等部等の通学

市立高等学校、市立特別支援学校高等部等については、公共交通機関を利用して通学している生徒が多いことから、状況によって時差登校等を行うことがあります。

#### 5 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査

市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、予定どおり令和3年2月3日（水）に実施します。

#### 6 わくわくプラザ

緊急事態宣言期間中のわくわくプラザについては、感染防止対策を改めて徹底した上で、引き続き「やむを得ない事情で自宅にお子様を見守る方がいない家庭の児童」のみを対象として実施します。

## 緊急事態宣言下における社会教育施設等の対応について

## 1 教育文化会館・市民館

- (1) 開館時間の短縮  
閉館時刻を21時から20時に変更（教育文化会館は21時30分から20時に変更）  
※電話対応業務については21時まで実施（教育文化会館は21時30分まで）
- (2) 施設使用人数の上限設定  
施設使用にあたっては感染予防対策のうえ、定員の半数以内での利用を案内  
※社会教育振興事業については、感染予防対策を講じながら引き続き実施
- (3) 期 間  
令和3年1月8日（金）から令和3年2月7日（日）まで

## 2 市立図書館

- (1) 中原図書館の開館時間の短縮（平日）  
中原図書館の平日の閉館時刻を21時から20時に変更  
※他の図書館・分館・閲覧所の利用時間は従来どおり
- (2) 閲覧席の縮小  
各館の閲覧席やベンチ等の座席数を、引き続き通常の半数程度に縮小
- (3) 期 間  
令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

## 3 学校施設開放

- (1) 利用時間の短縮  
学校施設開放事業による、体育館・特別教室・夜間校庭の開放の終了時間を、21時から20時に変更
- (2) 期 間  
令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

## 4 地域の寺子屋事業

- (1) 活動終了時刻の設定  
体験活動や中学校の学習支援について、夜間に実施する場合は終了時刻を20時までとする。
- (2) 期 間  
令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

## 5 宙と緑の科学館（市青少年科学館）

- (1) プラネタリウムの座席数の縮小  
プラネタリウムの座席数を100席に縮小（定数は200席）
- (2) 期 間  
令和3年1月9日（土）から令和3年2月7日（日）まで

## 6 日本民家園

開館時間に変更なし。感染症対策を講じながら引き続き開館

## 7 地名資料室

### (1) 閲覧席の縮小

閲覧席を8席から4席に変更

### (2) 期 間

令和3年1月9日（土）から令和3年2月7日（日）まで

## 8 埋蔵文化財等に係る窓口（文化財課）

引き続き、可能な限り対面での協議、受付等を控え、電話、メール、郵送等による対応とする。

## 9 その他

（公財）川崎市生涯学習財団が運営する市生涯学習プラザは、令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）までの間、閉館時刻を21時から20時に変更（フィットネスルーム等については19時まで）。また、令和3年1月18日（月）から令和3年2月7日（日）までの間、定員の半数以内での利用を案内する。

※今後の状況により、上記の内容を変更する場合があります。